

2025年6月30日

株主各位

東京都千代田区神田駿河台4丁目3番地
富士興産株式会社
代表取締役社長 川崎 靖弘

株式移転に伴う株式のお取扱いに関するご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、2025年6月27日（金）開催の第95回定時株主総会において、単独株式移転により、完全親会社となる富士ユナイトホールディングス株式会社を設立し、当社はその完全子会社となることを決議いたしました。

つきましては、株式移転の効力発生日である2025年10月1日（水）の前日（2025年9月30日（火））最終の当社株主名簿に記載または記録された株主様に対し、ご所有の当社普通株式1株につき、富士ユナイトホールディングス株式会社の普通株式1株の割合をもって割当交付申しあげることになります。

株式移転の効力発生日前後の株式のお取り扱いにつきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

記

1. 「富士ユナイトホールディングス株式会社」株式の割当て方法

2025年9月30日（火）最終の当社株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、ご所有の当社株式1株につき、「富士ユナイトホールディングス株式会社」の株式1株の割合をもって割当ていたします。

なお、本件に関して、株主の皆様の特段のお手続きをいただく必要はございません。

（ご注意）

現在の当社の株式は1単元（売買単位）100株であり、99株までの株式は市場での売買はできず、買取請求の対象となります。

2025年10月1日（水）に株式移転により株主様に交付される「富士ユナイトホールディングス株式会社」の株式は、1単元が100株です。したがって、100株の整数倍が売買単位で、99株までが買取請求の対象となります。

2. 株式移転の日程と株式の流通について

株式の流通は次のとおりとなる予定です。

年 月 日	日 程	株式の流通
2025年9月29日(月)	当社株式上場廃止日	2025年9月29日(月)からは当社株式の証券取引所での売買はできません。
2025年10月1日(水)	株式移転の効力発生日 富士ユナイトホールディングス株式会社上場日 新株式売買開始日	2025年10月1日(水)以降、「富士ユナイトホールディングス株式会社」の株式として売買できます。

3. 単元未満株式の買取請求について

(1) 当社の単元未満(100株未満)株式の買取請求

年 月 日	買取請求のお取扱い
2025年9月24日(水)まで	当社の「株式取扱規則」に基づき、従来どおりお取扱いいたします。所定の「単元未満株式買取請求書」にてご請求ください。
2025年9月25日(木)から	この日以降は受付を停止させていただきます。

(2) 「富士ユナイトホールディングス株式会社」の単元未満(100株未満)株式の買取請求

年 月 日	買取請求のお取扱い
2025年10月1日(水) (効力発生日)から	「富士ユナイトホールディングス株式会社」の「株式取扱規程」に基づき、お取扱いいたします。所定の「単元未満株式 買取請求書」にてご請求ください。

4. 本件に関するお問い合わせ先について

ご不明の点は、下記の株主名簿管理人<お問い合わせ先>までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

〒183-0044 東京都府中市日鋼町1-1

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行 証券代行部

ホームページ <https://www.tr.mufg.jp/daikou/>

フリーダイヤル 0120-232-711 (ご利用時間 土・日・祝日を除く 9:00~17:00)

※上記は事務センターにつき、ご来店による受付はできませんのでご了承ください。

以上